

いじめ対応 アクションプラン

すべての子供たちの人権が尊重され、
仲間との交流を深めながら、学び、成長していくために



子どもは、かけがえのない存在であり、次世代を担う社会の宝です。
子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ
子どもたちが、将来の夢を抱きながら、生き生きと成長していくことができる社会
を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

令和4年3月
北杜市・北杜市教育委員会



はじめに

子どもは、かけがえのない存在であり、次世代を担う社会の宝です。子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

いじめを受け、傷ついている子が声を発することができる環境、その周りの仲間が気づき、他につながられる環境、もとより、周りの大人が気づき、声を聴くことができる環境づくりが、今こそ強く求められるときです。私たちは、より親身に、より繊細に、子どもたちに寄り添い、子どもたちの心の声を聴くことに専念する必要があると強く感じています。

いじめは、命の尊厳に関わる人権を侵害する行為です。そして、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える問題であります。さらに、近年はインターネットを介したいじめが発生するなど、複雑化、多様化してきています。

北杜市教育委員会では、これまでも「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供、どの学校にも起こり得るものである」という考えのもと、山梨県教育委員会と連携しながら、情報周知や状況把握、必要に応じた学校への指導や助言など、学校との連携を図り、いじめ防止等の対策に取り組んでまいりました。

しかし、それはまだまだ十分といえるものではありませんでした。そのことを真摯に受け止め、改めて、目の前の子どもたち一人一人の健やかな成長を願い、そのための環境づくりやスキルを子どもたちに身に付けさせるべく、いじめ問題に真正面から取り組み、その実効性を高めていくための手だてを講じていきます。

北杜市及び北杜市教育委員会は、これまでのいじめ防止等の取組みに加え、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応等をより実効的に進めていきます。そのため、改めて、国の基本的な方針及び山梨県がいじめ防止基本方針を参酌し、法により規定された、基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、これまでの基本方針を全面的に見直し、「北杜市いじめ防止基本方針」を改定しました。

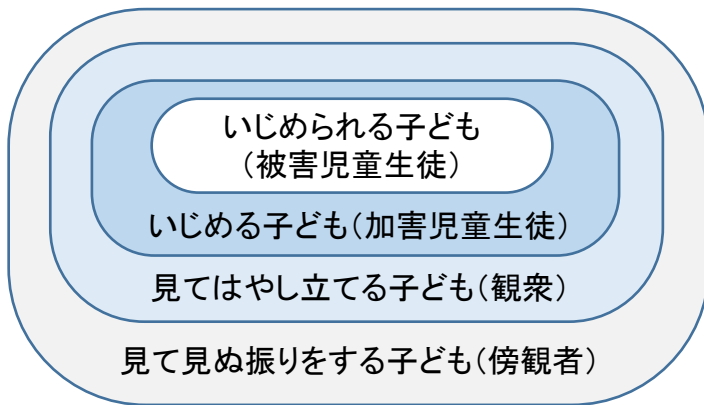
今回の基本方針の全面改定にともない、その趣旨をより実効性のある指導や取り組みにつなげるために、ここに「いじめ対応アクションプラン」を策定しました。

北杜市の児童生徒一人一人の安全安心が守られ、楽しい生活が送れるよう、児童生徒を取り巻く関係者が共通理解を持つ中で、見守り、連携していきたいと考えております。関係者の皆さまには、北杜市で育つ子どもたちの笑顔のためによりしくお願いいたします。

令和4年3月
北杜市・北杜市教育委員会

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）



いじめにみられる集団構造

いじめは、「いじめを受けている子ども」と「いじめている子ども」だけの問題ではありません。

周りの「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在であり、「受けている子」にとって大きな傷つきの要因にもなります。

いじめに対応する基本的な考え

➤ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである

- ◆いじめは、決して特別なことではなく、日常の人間関係の中で起こりうることである。
- ◆すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめに対応していかなければならない。

➤ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない

- ◆いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- ◆すべての児童生徒がいじめを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。

➤ いじめは、受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最優先されなければならない

- ◆いじめ問題は、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先し、その心情に寄り添った対応が求められる。
- ◆いじめ問題は、単に行為だけを理解するのではなく、被害者児童生徒の心に負った傷を知り、理解できたときが解決の始まりである。

➤ いじめは、学校、家庭、地域、市その他の関係者が連携し、総がかりで克服することを目指して行わなければならない

- ◆いじめ問題は、子どもだけの問題ではなく、大人社会が反映された問題である。
- ◆いじめ問題は、学校だけの問題ではなく、子どもを取り巻く家庭や地域、市等、すべての関係者が関わる問題であることを認識し、解決に努めなければならない。

「いじめ」を防止し、早期に気づき、
適切に対応するための

総がかりのアクション

P5~9

教職員の アクション

児童生徒を守るため、学
校に求められること、行う
べきアクション

P12・13

保護者の アクション

保護者同士の連携、学校
との連携を通して、子ども
を見守り、行動するするた
めのアクション

P10・11

児童生徒の アクション

自分たち自ら考え、自分
のため、友達のために、
行動する勇気を持ち、実
行するためのアクション

市・市教育委員会 のアクション

子どもたちの安心のため、
学校や保護者、地域を支
援していくための施策を推
進していくアクション

P15~17

地域の アクション

地域の宝である子どもを
見守り、子どもたちが健全
に育つことを支援するた
めのアクション

P14

じどうせいと
児童生徒

の

みな
皆さんへ

『いじめ』は、「あなたの^{もんだい}問題」、「皆さんの^{もんだい}問題」だけではありません。
あなたや皆さんが生活する社会の問題、学校の問題、家庭の問題でもあります。
あなたや皆さんだけが悩み、苦しむことはありません。
家族に、先生に、周りにいる友達や大人の人に相談してください。
「つらいよ」「苦しいよ」と、その気持ちを打ち明けてください。
周りの人は、きっとあなたの気持ちを理解してくれます。
もし、周りの人に打ち明けにくかったら、迷わず下の番号に電話してください。
あなたのつらい、苦しい気持ちを必ず受け止めてくれます。



「ほくと こども相談ホットライン」 ※開設予定日：2022年5月9日

相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

080-8348-1933

また、あなた自身のことや友達のこと、学級や部活動のこと、家族のこと
で不安なことや悩みがある場合も、一人で悩まず、電話で相談してください。
あなたのつらい、苦しい気持ちを必ず受け止めてくれます。

〈保護者の皆さんへ〉

子どものいじめや不登校のことなど、学校に関わることや教育に関わること
などで、相談したいことがありましたら、「ほくと こども相談ホットライン」に
電話をしてみてください。

担当者が親身に相談や悩み事について聴き取り、課題の解決に向けて一緒に
考え、課題解決の方向性についてのアドバイスや関係機関につなげます。

ぜひ、迷う前に、電話してください。

教職員のアクション① ～学校に求められ、行うべきアクション～

◇ いじめを未然に防止するために ◇



1 児童生徒一人一人が尊重される、いじめのない学校づくりを推進する

- ① 児童生徒が自己存在感や充実感を感じ、安心して生活できる「居場所づくり」を指導する。
- ② 児童生徒がつながり、社会性が育まれる「絆づくり」の機会を設定し、指導する。
- ③ 学級活動を社会的活動と位置づけ、組織として、目的をもって学級を改善、運営していく学級づくりを推進し、自覚あるリーダーを育成する。
- ④ 児童会・生徒会活動において、総会の内容に「いじめをなくす取組」等を加え、いじめや人権について考え、議論し、行動する力を育成する。（誓い、宣言、スローガン、意見発表会など）
- ⑤ 周囲の児童生徒が気づいたら、それを指摘したり、つなげたりする力を育てる環境をつくる。
- ⑥ 人権侵害に関わる人間の固定観念や思い込み、差別意識による価値判断、ジェンダーバイアス、同調圧力などに気づかせるなど、人権教育に基づく人権感覚を育成する。
- ⑦ いじめはどこにでも起こるという意味を児童生徒に伝え、その対策を身に付ける。
 - ・ いじめは特別な言動によるものだけでなく、日常の関わりの中でも起こることを伝える。
 - ・ 教職員自身が相手を傷つける言動に対して手本を示す。
 - ・ 人間同士の関わりの中での「ヒヤリ・ハット」を認識、共有し、対応する力を育てる。
 - ・ 自分の思いや感情を相手に正しく伝えるための表現力、コミュニケーション力を育成する。

2 学校の教育活動全体を通じて、「いじめは許されない」ことの実践力を育成する

- ① 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。
- ③ 達成感や充実感を味わわせるわかる授業、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

3 組織的な校内体制の強化、外部との連携、教職員の資質の向上に努める

- ① 「報告」「連絡」「相談」体制を機能させ、速やかな課題の共有、判断、方針の決定に基づく、組織的な校内体制の強化を図る。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会等、外部関係機関との連携がいつでもできるよう意思疎通を図っておく。
- ③ ロールプレイやグループワークなど、児童生徒や保護者の思いや気持ちを聴き取り、理解するための研修を積み重ねる。

4 hyper-QU検査を積極的に活用し、学級づくりや人間関係づくりに活かす

- ① 年2回のQU検査の結果をSCなどの協力も得ながら分析し、結果分析のスキル向上に努める。
 - ② いじめ防止対策委員会等において、分析結果の情報を共有し、対処方針等を検討する。
 - ③ 対処方針等を全体でも共有し、その学級や個人に関わる教職員が共通理解のもとに対応する。
 - ④ 小学校高学年のQUの結果については、中学校に引き継ぎ、継続した指導につなげる。
- ※ 小学校から中学校への「申し送り」を丁寧に、確実にを行い、未然防止、早期の気づきにつなげる。



教職員のアクション② ～学校に求められ、行うべきアクション～

◇ いじめに早期に気づくために ◇

1 児童生徒の変化に気づける体制づくりを推進する

- ① 児童生徒の些細な変化、表情の違いなどいつもと違う状況を感じる感覚に意識を向け、教職員間での話題とする。
- ② 全教職員で児童生徒の人間関係や変化等について、情報を共有する機会を定期的に設定する。

2 信頼され相談できる体制づくりを推進する

日頃から交流の機会を

- ① 日頃から児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、共感的理解のもとに生徒理解を深め、児童生徒との信頼関係を築く。
- ② 児童生徒及び保護者から、信頼され相談されるような人間関係づくりに努める。
 - ・日頃から声かけを行う中で、児童生徒のわずかな変化に気づけるよう接する。
 - ・生活ノートやタブレット端末を活用して、児童生徒と日常的に交流できる場を設ける。
- ③ 「きずなの日」などを活用して教育相談を実施し、児童生徒個々に寄り添える機会を設定する。
- ④ 教員自ら人権感覚を養い、児童生徒に対して間違っていることもあることを認め、間違ったときのコミュニケーションの取り方の見本となる。

3 申告できる体制づくりを推進する

今の状況を、
適切に把握する



- ① いじめに関わるアンケートを適切な時期やタイミングで、答えやすい形で実施する。
 - ・アンケートは、現在傷ついている児童生徒の状況を把握するためのものであり、行事等の活動も考慮しながら、月1回程度、学期2～4回実施する。
 - ・いじめのみに特化せず、自分（達）の行動や活動を振り返る機会、学級内の人間関係等について考える機会、学級づくりに活かせる内容とし、全員が記入できるものにする。
 - ・記入する時間を適切にとり、いじめに関わる内容等を記入できる時間を確保する。
- ② 実施したアンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間、記述内容を整理、記録した資料は5年間の保存とする。
- ③ 児童生徒の側から自主的に申告できる目安箱のようなものについても検討する。

4 スクールカウンセラー（SC）との連携・協働の強化を図る

- ① 年度当初の段階では、児童生徒との全員面談を行うなどして、SCを認知してもらうとともに、SCも生徒個々の様子を知る機会を設定する。
- ② いじめアンケートやQUの結果に基づいて、対象者を見定めた面談を行う。
 - ・QUで不満足群・侵害行為認知群については必ず、非承認群については必要性を判断して面談するなど、客観的な情報によりスクリーニングして面談する。
 - ・QUの分析結果やアンケートを共有しながら、担任とSCで分析し、その見立てを共有する。
 - ・SCは情報源が限られていることから、児童生徒の環境理解ができる会議への参加を検討する。
- ③ いじめの気づきや改善に関わり、SCと学校（教員）で連携・協働できる内容を明確にする。



◇ いじめに早期に対応し、実効性のある指導につなげるために ◇

1 いじめを早期に発見し、情報共有、組織的な対応に確実につなげる

- ① いじめ防止対策委員会を定期的を開催するとともに、疑いが生じた場合には迅速に開催する。
- ② いじめ及びその疑いが生じた場合に、特定の教職員が抱え込まず、速やかに校長へ適切な報告がなされる体制をつくる。
- ③ いじめに関わるアンケート（月1回程度）やQ U検査の分析に対応した対策会議を開催する。
- ④ 校長をリーダーとして、教職員の役割分担を行い、組織的に対応する。
- ⑤ いじめを受けている児童生徒の安全確保のもとに、きめ細かな状況把握を行う。
- ⑥ 児童生徒の変化の見取り、アンケートにおけるいじめの疑いについては、いじめを想定し、被害者の立場で、複数の視点のもとに、組織としてその内容を検討する。

2 いじめられた児童生徒の話を十分聞き、立場や心情を理解し、寄り添った支援や対応を行う

重大事態を想定

- ① いじめにあった児童生徒を守り切る。
 - ・十分に話を聴き取り、今後の不安を取り除き、絶対に守っていくことを約束する。
 - ・本人及び保護者に今後の具体的な方針、取り組みを伝え、理解と安心感を与える。
- ② 児童生徒の変化の見取り、アンケートにおけるいじめの疑いについては、いじめを想定し、被害者の立場で、複数の視点のもとに、組織としてその内容を検討する。
- ③ 第三者によるいじめの申告や本人がいじめられているという自覚がないなどの場合についても、積極的にいじめとして認知し、対応していく。
- ④ いじめの解決を願って指導する際、どのような場合にあっても**重大事態を想定し、ガイドラインに沿った対応**を法令に則り行う。
- ⑤ いじめの被害者である児童生徒をいじめだけでない要因が苦しめている場合であっても、そのことを理解した上で、いじめに**正対して真摯に対応**していくことが課題の解決には必要である。



3 いじめの当事者を取り巻く児童生徒に気づきと行動できる力を育てる

- ① いじめに直接加担していなくても、いじめの事実を知りながら、行動を起こさないことは、結果としてその事実を容認したことになるということの意味を考えさせる。
- ② いじめの事実に対して、自分（達）の問題として捉えさせ、学級・学年として事実関係の認識を共有し、なぜ気づけなかったのか、なぜ止められなかったなど、今後の行動に活かせるような取り組みとする。



◇ いじめに早期に対応し、実効性のある指導につなげるために ◇

4

いじめた児童生徒が被害者の傷つきの内容を理解し、寄り添うことができる指導を行う

- ① 加害児童生徒への指導は、十分な聞き取りのもとに、組織的に対応する。
 - ・加害児童生徒の言動を単に非難するのではなく、その言動の根拠となる判断や感情、行動について振り返り、認識させ、考えさせる。
 - ・加害児童生徒の言い分も丁寧に聞き取り、情報を整理し、事実認定を行い、指導方針を立てる。また、いじめの言動の背景にあるものを把握し、その課題の解消を図る。
 - ・加害児童生徒の行為が衝動的か計画的かなど、行為の態様や悪質性に応じ、丁寧に聞き出し、自己分析をする中で、正しい行為について考えさせる。
 - ・事実の聞き取りといじめの指導を同時に行うことはせず、聞き取りをもとに事実認定をした上で指導を行う。
- ② 加害児童生徒の行為だけでなく、被害者の心情、負った心の痛みが理解できる指導を行う。
 - ・誰も、何もしなかったことが本人を深く傷つけ、苦しめているということもある。
 - ・被害者がどういう状況におかれ、どういう気持ちでいたのかという心情に気づき、その苦しみを理解することが問題解決の第一歩であり、一番の核心でもある。
- ③ 加害者としての謝罪は、被害者の心情が理解できたときに初めて可能となる。
 - ・謝罪は形式的に行っても解決しない。相手の置かれていた状況や心情を理解し、寄り添える状況になったとき、意味のある謝罪が可能となる。
 - ・謝罪については、学校が適切に判断し、双方の理解のもとに行うことが重要である。
 - ・学校はしばらくの間（3か月程度）適切な役割分担のもとに関係する児童生徒を見守り、対策会議で報告、確認していく。

5

いじめ問題に、学校として適切・的確に対応する

課題を分離して正対

- ① 事実の把握、分析、判断、事実認定、指導方針等を正確に記録し、保管する。
 - ・いじめの事実、及び疑いが生じた時点から、学校は児童生徒から聞き取った具体的な事実を記録するとともに、得られた情報から学校がどう分析し、判断し、何を事実として認定し、どのような指導方針を立てたのかを明確にしたうえで適切に記録し、保管する必要がある。
 - ・記録の保存期間は5年間とする。
- ② 複合的な状況への対応を適切な判断のもとに行う。
 - ・いじめの問題に関わり、家庭に困難を抱えるなどの複合的な状況を抱えている場合がある。このような場合、まずは課題を分離して対応する必要があり、それまでの見立てにとらわれることなく判断していくことが重要である。
 - ・学校は、学校生活における児童生徒の安全・安心を第一に考え、他の問題に関しては学校だけが抱えることなく、適切に他の機関との連携を図ることが重要である。



教職員のアクション③ ～学校に求められ、行うべきアクション～

◇ いじめに早期に対応し、実効性のある指導につなげるために ◇

6 保護者への説明、理解のもとに、家庭と連携した指導・支援を行う

- ① 被害者、加害者の保護者には、「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」等について説明を行い、理解と協力を求める。
- ② 関係児童生徒からの「事実の聞き取り」、被害者の心情や思いが把握できた段階で、加害の児童生徒・保護者に丁寧に説明し、被害者の立場でいじめの内容が理解できるよう指導を行う。
- ③ 謝罪という行為については、被害児童生徒や保護者の心情に寄り添い、今後の対応や取り組みについて具体的な説明も含め、学校が適切に判断し、慎重に行う。
- ④ 対策会議の判断のもとに、学級・学年・全校単位での保護者会を状況に応じて開催し、いじめの事実、学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求める。

7 地域に情報を発信し、地域ぐるみでの取り組みを行う

- ① 児童会・生徒会のいじめに対する取り組みなど、学校の活動を保護者・地域に情報発信し、児童生徒・学校・家庭・地域が一体となった活動を推進する。
- ② あいさつ運動、声かけ運動、見回り活動、登下校時の見守り活動等、地域における青少年の健全育成活動との連携を進める。

教職員のアクション チェックシート



- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」の職員の共通理解 | <input type="checkbox"/> いじめアンケートの適切な実施と保管(3年) |
| <input type="checkbox"/> いじめの重大事態とその疑いに係る共通理解 | <input type="checkbox"/> いじめアンケート結果の検討と対策(5年) |
| <input type="checkbox"/> 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」 | <input type="checkbox"/> QU検査の分析と対策、情報共有 |
| <input type="checkbox"/> 児童生徒に信頼され、相談できる人間関係づくり | <input type="checkbox"/> QU検査結果の中学校への引継ぎ |
| <input type="checkbox"/> 児童会等で自らいじめについて考え行動する機会 | <input type="checkbox"/> SCとの連携と協働できる内容の明確化 |
| <input type="checkbox"/> 児童生徒の情報を全職員で共有する場の設定 | <input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」のHP等での公表 |
| <input type="checkbox"/> 児童生徒理解に、連絡帳や生活ノートの活用 | <input type="checkbox"/> 「いじめ対応アクションプラン」の説明と周知 |
| <input type="checkbox"/> 管理職への速やかな報告・連絡・相談の体制 | <input type="checkbox"/> 学校評価の項目にいじめ対策の取組状況を加える |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会の定期開催と迅速な対応 | <input type="checkbox"/> 「情報モラル教育」の計画と実施 |
| <input type="checkbox"/> いじめの初期対応は、重大事態を想定しているか | <input type="checkbox"/> スマホ等の使用について、家庭と連携する機会 |
| <input type="checkbox"/> いじめの事実認定、対応等の記録と保管(5年) | |
| <input type="checkbox"/> いじめの事実、その疑いに係る市教委との連携 | |



◇ いじめが起きないようにするために ◇

1 「明るく楽しく、一人一人が活躍できる学校」をみんなの力で作りあげよう

- ① 気持ちのいいあいさつをしよう。
 - ・「おはよう」「ありがとう」は、コミュニケーションの第一歩です。
 - ・あいさつは心を映し出す鏡です。いつもと違っていたら、声を掛け合いましょう。
- ② 学校では、適切なことばづかいに心がけよう。
 - ・学校はみんなで生活し、学ぶ場所です。その場にあった話し方をしましょう。
 - ・あなたの言葉づかいで、心が傷つく人もいることを知ろう。
- ③ 勉強やスポーツに一生懸命取り組もう。(自分の可能性を広げ成長するために)
 - ・自分に出来ないことを一つずつ、分かるように、出来るようにする場所が学校です。
 - ・自信がないことにこそ、自分から進んで取り組みましょう。それが勉強です。
 - ・失敗を怖がらず、自分の考えたこと、思ったことは積極的に発言しましょう。
(もし、人の失敗を笑う人がいたら、それは恥ずかしいことだと教えましょう)
- ④ 運動会や学園祭などの行事には、友達と力を合わせて取り組もう。
 - ・行事活動は、学級や学校で目標のもとに、みんなの力を合わせて創り上げるものです。
 - ・友達や仲間の個性やいいところを認め合いましょう。
 - ・できる、できないではなく、自分のやりたいこと、やってみたいことに挑戦しましょう。
- ⑤ 学校は、分け隔てなく一人一人が楽しく生活し、学ぶことができる場所であると知ろう。
 - ・いやなこと、差別を感じるがあったら、友達や先生、親に相談しましょう。
- ⑥ 掃除を手を抜かずにみんなで毎日取り組もう。
 - ・掃除は生活や学習をする環境を整えるだけでなく、一生懸命取り組むことで心も磨かれます。



2 「私たちはいじめに対して真剣に取り組める力がある」と言える学校をつくろう

- ① 児童会・生徒会で、いじめについてみんなで考え、取り組み方針を考え、いじめをなくす活動をみんなの力で進めよう。(誓い、宣言、スローガン、意見発表会など)
 - ・自分の学校に誇りを持ち、みんなが楽しいと思える学校にするための提案をしよう。
 - ・みんなで話し合い決めたことは、みんなの力で守ろう。
- ② いじめは特別なできごとでなく、普通に身近に起こることだと知ろう。
 - ・相手の言ったことがよく聞き取れなくて返事をしなかった。→無視された。
 - ・あることをみんなですることになり、たまたま声を掛けそびれた。→仲間はずれ
 - ・読書が好きな子がいつも一人で本を読んでいる。→遊びに誘ってほしいと思っている?

●自分の思いや感情を相手に正しく伝えることが、人間関係の一番の基本だと知ろう。

みんなの
力が大切

3 「周りを気づかい、困ったときこそ助け合える人間関係」をつくろう

- ① 「仲良し(私的)グループ」と「組織的(公的)なグループ」の区別をしっかりと持とう。
- ② 学級や学年で活動するときは、目的のもとに組織としての自覚のもとに活動しよう。
- ③ 人にはそれぞれの性格や不得意があることを知り、認め合い助け合える人間関係をつくろう。



◇ いじめられたり、いじめを見かけたら ◇

1 いやだと感じる事、つらいと思うことは、周りの人に相談しよう

あなたの悩みやつらい気持ちは、自分だけで悩んでも解決はしません。相談することは決して恥ずかしいことではありません。あなたの信頼できる人、友達、家族、先生に相談しましょう。

もし、周りの人に打ち明けにくいときには、あなたの全く知らない人に相談しましょう。それが「ほくと こども相談ホットライン」です。あなたのことを知らないからこそ、あなたも知らないからこそ、客観的に悩み事に向き合うことができます。

勇気を出して

「ほくと こども相談 ホットライン」 ※開設予定日：2022年5月9日

相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

080-8348-1933



あなたを支えてくれる人は、近くにもいますが、遠くの知らないところにもいます。ただまだお互いに知らないだけです。あなたが一步踏み出して、相談すれば、応えてくれる人がいっぱいいます。ぜひ、勇気を出して相談してください。相談内容は、友達のこと、勉強のこと、学級のこと、部活のこと、家のこと、進路のことなど、なんでもかまいません。あなたが困っていることを相談してみてください。あなたの気持ちを必ず受け止めてくれます。

2 いやな思い、困っている人を見たり聞いたりしたときは、自分のこととして行動に移そう

- ① いやな思いをしている友達を見かけたら、話を聞き先生や周りの大人に相談しよう。
- ② 仲間から孤立している友達を見かけたら、声を掛けるなど相手の気持ちを知るようにしよう。

3 相手にいやな思い、つらい思いをさせてしまったと分かったときには、その事を真剣に受け止め、相手の気持ちを考え、責任ある行動をしよう

- ① 自分の行った言動について、しっかり振り返り、事実をきちんと確認する。
- ② 相手を感じた思いやつらさを受け止め、真剣に向き合い、その心情を理解する。
- ③ 自分の思いや相手への誤解がある場合には、相手の気持ちを理解できたときにきちんと伝える。
- ④ 相手の心情が理解でき、その気持ちに寄り添えたときに、必要な謝罪を行う。
- ⑤ 自分の保護者にも事実と相手の思い等を伝え、保護者同士の理解が得られるようにする。

4 相手に対するあなたのその言葉や行動は、気づかないで相手を傷つけているかもしれないと思う想像力を働かせよう

- ① 人と人のコミュニケーションは、基本的に言葉を使って行われますが、表情やしぐさ、口調や視線なども大きな役割を果たしています。同じ言葉を使っても、使う人や使い方によって大きく左右されます。
- ② コミュニケーションは、伝える相手の受け止めが大切です。相手の立場に立ってコミュニケーションすること、想像力を働かせながらコミュニケーションをしましょう。

保護者のアクション① ～周り連携することが大切です～

◇ いじめを未然に防止するために ◇

1 子どもとの会話の機会を持ち、子どもの声をじっくり聴きましょう



日頃の会話を大切に

- ① 普段から子どもと積極的に挨拶を交わしましょう。
 - ・「おはよう」「ありがとう」は、コミュニケーションの第一歩です。
 - ・あいさつは心を映し出す鏡です。いつもと違っていたら、声掛けをしましょう。
- ② 学校での様子や友達関係など、日頃から親子での会話の機会を大切にしましょう。
 - ・日頃から、子どもの話に耳を傾け、気持ちに寄り添いましょう。
 - ・子どもの話を丁寧に聴き、思いをきちんと受け止めましょう。
 - ・日頃から、どんな小さなことでも悩みや困ったことを聞く関係を築きましょう。
- ③ 規則正しい生活習慣を家族でつくりましょう。
 - ・家族みんなで早寝、早起き、朝ごはんなど、規則正しい生活習慣に心がけましょう。
 - ・日常の子どもの言動から、いじめや差別の兆しが見えることもあることを知しましょう。
 - ・親自身が、自分の言動に正すべきことがないかを自問し、振り返りましょう。
- ④ 子どもの豊かな人間性や社会性を育みましょう。
 - ・発達段階に応じた様々な体験を通して、道徳性や社会性を育みましょう。
 - ・地域行事やボランティア活動等への参加を通して、公共性や協調性を育みましょう。
 - ・子ども自ら考え、行動する体験を通して、自立心を育みましょう。
- ⑤ 人権侵害に関わる人間の固定観念、差別意識による価値判断、*ジェンダーバイアスなどの話題を親子で考える機会を持ちましょう。
 - ・ニュースなどの社会事象を機会として、人権に関わる話題を親子で共有しましょう。
 - ・ダメなことはダメなどの価値判断を日頃から示し、行動で学ばせるようにしましょう。

*ジェンダーバイアスとは、「男らしさ」「女らしさ」などの男女の役割に関する固定的な観念、それに基づく差別・偏見・行動などのこと

2 子どもは、様々な人間関係の中で、人と関わりながら生きています 家庭、学校、地域が連携、協力してこそ子どもの健全な育成が図られます



- ① 学校と連携して、子どものことを考えましょう。
 - ・子ども理解に努めながら、気になることがある場合には、学校と連携して考えましょう。
 - ・いじめの疑いが懸念される場合には、早い段階で学校と協力し、その解決につなげましょう。
 - ・学校に不信感がある場合には、そのときこそ、学校と連携し子どもを真ん中に置いた環境づくりをしましょう。
- ② PTA活動等を通して、保護者のつながりを強くし、みんなで育てる機運を持ちましょう。
 - ・日頃から、保護者同士のつながりを持ち、保護者全体でいじめをなくす機運を高めましょう。
 - ・子どものトラブルを解決するのが親の役目と知り、何をすることが子どものためになるのかを考えた行動をしましょう。
- ③ 積極的に地域との関わりやつながりを持ち、地域の中で育てる姿勢を大切にしましょう。
 - ・地域行事等への積極的な参加を促し、異年齢集団や大人との関わりを深めましょう。
 - ・地域の大人との関わりやふれあいを通じて、広い視野や価値観に触れるようにしましょう。



◇ いじめの事実や疑いに対応するために ◇

1 子どもにいじめの事実やその疑いが生じたときには、学校と連携して解決にあたりましょう

【被害者である場合】

- ① 子どもが被害者である場合には、まず、本人が安心できる状況をつくりましょう。
- ② 事実内容をきちんと聴き取り、子どもの気持ちや心情を受け止め、安心させましょう。
- ③ 学校に相談をし、事実関係の確認や相手への対応を依頼し、その後、説明等を受ける中で疑問な点は解決するようにしましょう。
- ④ 事実関係や子どもの気持ち、心情等が理解できたときに、学校に間に入ってもらい、相手の子どもや保護者と話し合う機会を持ちましょう。

【加害者である場合】

相手の心の傷つきを理解しようとする姿勢こそ大切

- ① 子どもが加害者である場合には、相手へのいじめの行為の事実に加え、その軽重を問題にするのではなく、相手の子どもに与えた心の傷つきの内容について理解しようとする姿勢が大切であることを知りましょう。
- ② 被害者の子どもの気持ちや心情を親として理解し、被害者に寄り添う姿勢を子どもに見せることが事実の本当の理解につながることを知りましょう。
- ③ 謝罪は単に表面的に謝ることでは問題は解決せず、より解決困難な状況を生じさせてしまいます。相手の気持ちや心情が十分に理解でき、相手の立場に寄り添えたときにこそ謝罪ができるということを知りましょう。

子どもの安全安心と健全な成長のために

2 まず、傷ついた子どもを守るために、そして、それを乗り越え子どもたちの健全な成長につなげるための、指導や支援を心がけましょう

- ① いじめはその態様や期間、状況等によって、また、その時の人間関係の状況によっても傷つきの程度は大きく異なります。そのことを理解した上で、いじめを受けた子どもの心情や傷つきに寄り添った言動を心がけましょう。
- ② 人間関係の中で嫌な思いをすることは、特別なことではありません。それをいじめにしないためにはどうすることが必要なのかを子どもとともに考える機会を持ちましょう。
- ③ いじめ問題は、子ども同士の人間関係の問題から発生していることが多くあります。その態様によって、被害者の子どもを守るために大人が介入するのは当然ですが、そのために子どもの人間関係を完全に遮断するような結果になってしまうことがあります。子どもは未熟な存在であることを前提に、いじめから学び、成長できるような支援を考えていきましょう。
- ④ 子どもたちの健全な成長のために、保護者同士が理解し合い、周りで見守り、支えていく意識の共有や学校との連携など、子どもを中心に置いた積極的な関わり合いを大切にしていきたいです。



◇子どもが地域の大人に見守られ、安心して育つために◇

1 子どもとの関わりを積極的に持ち、多くの目で見守りましょう



- ① 大人の側から積極的に挨拶を交わしましょう。
 - ・登下校時等の見守りを通して、子どもたちとの関わりを大切にしましょう。
 - ・近所とのつながりが薄れてきているときであるからこそ、コミュニケーションの第一歩として、大人から「〇〇さん、おはよう」などと名前を呼びながら積極的に挨拶をしましょう。
- ② 子どもの様子や子ども同士の関係など、気になることは親や学校へつなげましょう。
 - ・地域の子どもの地域で育てるという意識のもとに、気になる言動には地域の大人として毅然とした態度で注意をしましょう。
 - ・普段と違う様子などが見られた場合には、その家庭、もしくは学校に一つの情報として知らせ、近くで見守ってもらうようにしましょう。
 - ・地域の子どもクラブやスポーツ少年団等の活動内においても気になることがある場合には、家庭や学校に様子を伝え、連携して関わるようにしましょう。

2 地域の行事活動を通して、多様な人間関係を育みましょう

- ① 地域行事への積極的に関わらせ、学校とは違う子ども同士や大人とふれあいを通じて、多様な人間関係が育める機会をつくりましょう。
- ② 地域での子どもや大人とのふれあいを通じて、話しやすい関係、相談しやすい関係をつくりましょう。
- ③ 地域の目的をもった活動を子どもから大人が一緒になって行うことによって、人間としての考え方や生き方を広げ、学ばせる機会としましょう。

地域の子どもは、地域で見守り、地域で育てる



3 子どもたちの人権が尊重され、大切にされる地域づくりを進めましょう

- ① 登下校時の見守り活動等を通じて、子どもたちに地域の大人に見守られているという安心感を与えるとともに、子どもたちがそれに応えようとする意識づけを図りましょう。
- ② 子どもたちの人権が尊重され、安全安心な生活が送れるよう、民生委員や児童委員とも連携して子どもたちを見守りましょう。

4 子どもたちの健全育成を願い、学校等とつながり緊密な連携を図りましょう

- ① いじめ問題対策連絡協議会、青少年育成北杜市民会議等における活動や情報交換を通じて、地域と学校、市との連携を深めましょう。
- ② 地域での子どもの様子など、普段話題になっている内容を必要によっては保護者、学校等に伝え、地域と保護者、学校が連携して子どもたちを見守り、育てるという気運を大切にしましょう。
- ③ 学校以外での子どもたちの活動や学びの場（スポーツ少年団や学習塾等）においても、いじめは起こるという想定のもとに、指導者は日頃から未然防止等に配慮し、保護者と連携しましょう。



市教育委員会のアクション① ～子どもの安全安心を支援する施策～

◇ いじめ問題に真摯に取り組み、推進していくために ◇

1 「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
(北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第3条)
- 連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連携調整を図るものとする。
 - ・ 構成員は、学識経験者、小中高校のPTA代表、関係行政機関の職員、校長会代表、その他、実情に応じて決定する。
 - ・ 会議は、定期開催とし、年度当初に開催する。また、必要に応じて臨時に開催できる。

2 「北杜市いじめ問題対策委員会」の設置

- いじめ防止対策推進法第14条第3項、第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に附属機関として「北杜市いじめ問題対策委員会」を設置する。
(北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第12条)
- 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、「いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題」「重大事態への対処として学校が実施した事実関係の調査及び措置」「重大事態に係る調査」及び「いじめ防止等のための対策に関して教育委員会が必要と認める事項」について調査審議し、教育委員会に答申する。
 - ・ 構成員は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他、実情に応じて決定する。また、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

3 「北杜市いじめ問題専門委員会」の設置

- いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に附属機関として「北杜市いじめ問題専門委員会」を設置することができる。
(北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第19条)
- 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、「重大事態に係る事実関係」について調査審議し、教育委員会に答申する。
 - ・ 構成員は、「対策委員会」と同一の構成を基本とするが、関係者の要望を尊重し、決定する。

※なお、上記2、3による重大事態に係る報告を受けた市長が必要と認めるとき、その調査の結果について「北杜市いじめ問題調査委員会」による調査（再調査）を行うことができる。

4 教職員への研修と実効性のある取り組みの推進

- ① 「北杜市いじめ防止基本方針」のもとに、「いじめ対応アクションプラン」を策定し、いじめを生まない集団づくりや対応力向上のための研修を進める。
- ② 「校長会」において、いじめに対する学校の対応の在り方等についての研修を行い、いじめ問題に対応する共通認識を持ち、「いじめ対応アクションプラン」を実行する。
- ③ 北杜市の全教職員を対象に児童生徒の安全・安心に関わる研修（いじめ対応、虐待対応、自殺対策、学校事故防止など）を計画的に年度ごと、順次実施する。
- ④ 学校訪問を通じて、自己有用感や共感的な人間関係の育成を目指す指導などの助言、学級の集団づくりや生活・学習規律の確立などの方策について助言する。
- ⑤ 家庭及び地域に「いじめ対応アクションプラン」を説明、周知する機会を持ち、児童生徒、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめに対応する意識を共有する。

市教育委員会のアクション② ～子どもの安全安心を支援する施策～

◇ いじめの防止、早期発見、早期対応するために ◇

1 自分や他者の大切さを認め、互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する

- ① 教育活動全体を通じた豊かな心の育成の推進
 - ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 生徒指導の機能を取り入れた授業の推進
 - ・達成感や充実感を味わわせるわかる授業の推進
 - ・生徒指導の3機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業の推進
- ③ 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ・自治的能力、自主的態度、望ましい人間関係を築く特別活動や児童会・生徒会活動の充実
- ④ 人権教育の推進
 - ・基本的な人権意識を育むための生命尊重の精神や人権感覚の育成
- ⑤ Hyper-Q U検査の実施と活用
 - ・QU検査を年2回実施し、学校内での生活や人間関係を改善するための取組

2 児童生徒のつらい思い、保護者の悩みなどを聴き、受け止めるための体制

- ① 児童生徒・保護者の相談を受け付ける体制の整備
 - ・市教育委員会内に、電話でつながる「ほくと 子ども相談ホットライン」を設置する。
 - ・いじめに関わる内容、不登校に関わる内容、家族に関わる内容等、及び子どもの悩み、困りごとを直接相談できる場所とし、児童生徒や保護者に、その周知を図る。
- ② 「いじめに関するアンケート調査」の定期的な実施
 - ・各学校において、いじめが現在起きていないか、今傷ついている児童生徒がいないかを知るための調査として、「いじめに関するアンケート調査」を月1回程度、学期2～4回実施するとともに、教育相談の充実に努める。

3 いじめの事実及び疑いに、早期に適切に対応し、いじめの解消につなげる支援を行う

- ① 学校との情報共有や指導助言、支援
 - ・市教育委員会は、学校との情報交換により、事案の情報共有やいじめの認知件数を把握する。
 - ・学校からいじめの事実報告を受けたときは、いじめの問題に適切に対応できるよう必要に応じて学校に対する支援や指導を行う。
- ② 問題解決に向けた専門家の派遣
 - ・学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的な支援を行う。
 - ・問題の状況に応じて、市教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー等を派遣する。さらに、必要に応じて関係機関への支援要請を行う。
 - ・学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣し、心のケアに関わる支援活動を行う。

連絡



市教育委員会のアクション② ～子どもの安全安心を支援する施策～

◇ いじめの防止、早期発見、早期対応するために ◇

4 学校評価等を活用し、教職員が主体的・協働的にいじめ問題に取り組む

① 学校評価における評価項目の設定

- ・各学校においては、学校評価にいじめの取り組み等についての評価項目を設定し、その結果を含めて市教育委員会に報告する。
- ・実施に当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、実態把握や対応が促され、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組むよう指導・助言を行う。

② 教員評価における取組

- ・各学校の教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう指導・助言を行う。

5 学校からのいじめの報告に対する対応

報告



① 報告に対する支援・指示

- ・市教育委員会は、学校からいじめに係る報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。

② 重大事態及びその疑いが生じた場合

- ・当該報告に係る事案が重大事態及びその疑いがあると判断される場合には、校内の「いじめ防止対策委員会」を中心として、自ら必要な調査を行う。もしくは、必要に応じ、市教育委員会の「いじめ問題対策委員会」が当たる。

6 保護者、地域住民等、市民への啓発活動の推進

① いじめに対する意識の共有

- ・家庭及び地域に「いじめ対応アクションプラン」を説明、周知する機会を持つ。
- ・児童生徒、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめに対応する意識を共有する。
- ・必要な広報その他の啓発活動を行う。

② 家庭への支援

- ・保護者が、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

いじめの防止は、社会の問題
総がかりでアクション



「ネット上のいじめ」への対応

『ネット上のいじめ』とは

スマートフォンやパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう、中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法でいじめを行うもの。

主に、次のような内容が問題となっている。

1. 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
2. ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと
3. 子どもたちが利用する学校非公式サイト（「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること
4. 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること

『ネット上のいじめ』の具体例



- いわゆる学校裏サイト上に、「〇〇さん（実名）を無視しよう」とか、「〇〇さん（実名）の顔がキモイ」などという書き込みをされた。
- 他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み（キモイ、ウザイ、死ね等）をされたため、クラス全体から無視された。
- 「〇〇さん（実名）は、いじめを繰り返し行っている。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るように促すメールが、同一学校の複数の生徒に送信された※プロフとは、プロフィールの略で、スマホなどで自己紹介ページを作成できるサービスの総称
- 「〇〇さん（実名）」になりすまして、無断で※プロフが作成され、「暇だから電話して」とか、「彼氏募集中」などといった書き込みをされたうえ、メールアドレスや携帯電話番号を勝手に記載された。 など

【参考】 掲示板・ブログ・※プロフとは

- (電子)掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。
- ブログ……………「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。
- ※プロフ……………「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者(プロバイダ)が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。



『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために ～見直そう、ケータイ・ネットの利用のあり方～

教職員のアクション

◇未然防止、早期発見、早期対応するために◇

1 「情報モラル」について指導し、リスク回避能力を身に付け、ルールを守らせる

- ① 各学校の児童生徒の実態を把握し、学校全体で「情報モラル」の指導計画を策定し、体系的に指導を行う。
- ② 児童生徒に情報化社会におけるルールやマナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にしないよう指導の徹底を図る。
- ③ 「いじめは絶対に許されない」ことを基本とし、児童生徒の安心安全な環境づくりに努める。
- ④ 児童生徒や保護者にスマートフォン等は、便利であるからこそデメリットもあるという考えを基本にするとともに、スマートフォン等の危険を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

ますます重要
情報モラル指導

<インターネットの特殊性を踏まえて、理解させたいポイント>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 一度流出した情報は、簡単には削除できないこと
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の傷害など別の犯罪につながる可能性があることや、時には自殺を招く場合もあること

2 保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う

便りや保護者会等で伝えたいこと

<未然に防止する観点から>

- ① 児童生徒のスマートフォンやパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン等を持たせる必要性について検討すること
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持つこと
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- ④ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること



3

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ① 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携し、素早い対応が求められます。

被害の相談を受けたときの対応例 ～書き込みや画像の削除に向けて～

【ネット上のいじめの発見】

児童生徒・保護者等からの相談

【正確な事実確認】

書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録
 - ・書き込みをプリントアウト
 - ・スクリーンショット等で画面を保存
 - ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など
- ※他人のアドレスを使った「なりすましメール」もあるので加害者の特定には留意する。

【被害の拡大防止】

削除等の対応

素早い対応を

① 掲示板の管理人に削除依頼

※ ①により削除されない場合、管理人の連絡先が不明な場合

② 掲示板のプロバイダに削除依頼

※ ①・②の方法でも削除されない場合

③ 関係機関への相談

- ・警察へ相談
- ・法務局、地方法務局に相談

④ 削除確認

児童生徒・保護者等への説明



【児童生徒のケア】

- ・被害者の話をじっくり聞くことにより、心のケアに努める。
- ・いじめられた側にも責任があるといった考えは大きな間違いであり、常に被害者の思いに寄り添うように心がける。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。

【関係機関との連携】

- ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

児童生徒のアクション

◇ 重大な人権侵害や犯罪行為に関わらないために ◇

1 相手を侮辱した無責任な書き込みは、言葉の暴力であることを知る

- ① 情報にも自他の権利があることを知り、メール等を発信する場合は、相手の気持ちを十分に考えた内容とし、またその内容には責任をもつ。
- ② 誹謗中傷やいじめ、犯罪予告等は重大な人権侵害や犯罪行為であり、絶対にしない。
 - ・ ※プロフなどで個人情報を発信する場合には、悪用されることがあり、また一度流した情報は回収できないことを知る。
 - ・ 掲示板等の書き込みは、匿名でできるが、記録は残るため、書き込んだ人物は必ず特定できることを知る。

※プロフとは、プロフィールの略で、スマホなどで自己紹介ページを作成できるサービスのこと

<犯罪になる可能性のある事例>

- ・ 名誉毀損罪(刑法230条) : 他人のプロフを勝手に作成し、本人が希望しない内容や、事実と反することの書き込み等
- ・ 侮辱罪(刑法231条) : 「あほ」「ばか」等の書き込み
- ・ 脅迫罪(刑法222条) : 「殺す」「家に火をつける」等の書き込み
- ・ 威力業務妨害罪(刑法234条) : 「学校に爆弾を仕掛けた」等の書き込み



2 自分を守るためには、ルールを守って使うことが最も大切である

- ① 有害サイト（出会い系サイトや成人向けサイト）には絶対にアクセスしない。
- ② チェーンメールや迷惑メールが来ても無視して、返事せず、すぐに先生や保護者に相談する。
 - ・ 怪しいメールの場合、添付ファイルを開かない。
 - ・ 特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合には、転送した者も加害者になる場合がある。
- ③ ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテムの購入等は、保護者の了解なしにはしない。万一、身に覚えのない請求をされた場合には、必ず保護者に相談する。
- ④ スマホなどを使ってよい場所や時間など、利用にあたっては社会や学校等のルールを守る。
- ⑤ 勝手に他人の写真を撮ったり、情報を提供したりしない。
- ⑥ 家の人とルール（使う時間や場所、方法等）を決め、その約束を守って使用する。
- ⑦ 友達とのメールでのトラブルは、メールだけでは判断せず、直接会って話し合うことに努める。

<出会い系サイト規制法>

- ・ 18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用できない。
- ◇ 出会い系サイトの対策
- ・ 見ない、書き込まない、絶対に会わない。



保護者のアクション

◇ 人権侵害や犯罪行為から子どもを守るために ◇

1 コンピュータやスマホの利用に関わるルールやマナーについて話し合う

- ① 子どもにスマホを与える前に、本当に必要かどうかをよく検討し、子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行う。
- ② インターネットやスマホに関し、子どもたちが様々な事件に巻き込まれ、加害者にも被害者にもなっている現実や、「ネット中毒」や「不健全な人間関係」等の弊害も多々生じていることを知る。
- ③ コンピュータやスマホは、子どもの部屋で使わせないようにし、家族の目の届くところで利用させる。また、有害サイト（成人向けサイト等）など子どもの健全育成にふさわしくない環境から子どもを守る。
- ④ 子どもにクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない。
- ⑤ 子どものネット利用の時間や料金を調べ、使いすぎの状態にならないようにする。
- ⑥ 子どもの様子を把握し、気になることは躊躇せず学校に相談する。また、ネット被害等深刻な場合は、警察や消費者相談窓口相談する。
- ⑦ 現代の社会では、スマホをはじめとした情報通信ネットワークといかにつきあうかは、非常に大きな課題である。家族で、機会をとらえて、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」などについて話し合うようにする。
- ⑧ 常に進化するスマホの機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努める。

便利な
スマホ
のほが...

・居場所の確認
・緊急連絡
・情報リテラシー
・コミュニケーション能力 など

メリット

・スマホ依存(ゲーム依存)
・SNS等でのトラブル(いじめ、誹謗中傷、情報漏洩等)
・学習への影響
・視力低下 など

デメリット

<親子で決めるスマホルールの例>

- ・スマホは家族との通話のみとし、友達とは家の電話を使用する。
- ・メールの内容や写真等、基本的に親子でオープンとし、秘密にしない。
- ・1ヶ月の使用料金を取り決める。
- ・学校では使用しないなど学校のルールを守る。
- ・家族の会話を大切にし、困った時は、必ず親に相談する。
- ・食事中や深夜は使わない。自宅内では居間で使う。

子どもを守る
保護者の責任



<参考>: 山梨県「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」

第7条の2

保護者及び学校の関係者その他青少年の育成に携わるものは、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報をいう。)を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。



◆ いじめ等に関する相談窓口 ◆



ほくと こども相談ホットライン ※開設予定日
2022年5月9日 【北杜市】
080-8348-1933 (月～金 午前9:00～午後6:00)



いじめで困ったり、ともだちのことで不安や悩みがあったりしたら、一人で悩まず、電話で相談してください。

子供のSOSの相談窓口 【文部科学省】
0120-0-78310 (24時間SOSダイヤル)

チャイルドライン【NPO法人 チャイルドライン支援センター】
0120-99-7777 (毎日 午後4:00～午後9:00)

いのちの電話 【一般社団法人 日本いのちの電話連盟】
0120-783-556 (毎日 午後4:00～午後9:00)
(毎日 10日 午前8:00～翌日 午前8:00)

子どもの人権110番 【法務省】
0120-007-110 (月～金 午前8:30～午後5:15)

山梨いのちの電話 【NPO法人 山梨いのちの電話】
055-221-4343 (火～土 午後4:00～午後10:00)

ヤングテレホンコーナー 【山梨県警察】
0120-31-7867 (月～金 午前8:30～午後5:00)

